輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

貨　物　名：	
メーカー名：	
型及び銘柄：	

CISTEC
2011.07.

別１項番	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの ９－（７）暗号装置又はその部分品	判　定　欄	注　釈	記　入　欄
［省令］第８条	輸出令別表第１の９の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	該　当 ○ 非該当 × 対象外 －		
九	暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへからヨまでのいずれか又は第３条第十九号ハ（二）２又は第１０条第五号イに該当するものを除く。）又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）			
ワ	ヲ（一）から（三）までのすべてに該当する民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末を保守するために設計した暗号機能を有する装置であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの	〈　〉	除外	
	（一）当該装置を使用する者が当該装置の有する暗号機能を変更することができないもの	〈　〉		
	（二）当該装置の有する暗号機能の使用に際して当該装置の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの	〈　〉		
	（三）携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末が有する暗号機能を変更することができないもの	〈　〉		
カ	無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であって、公開され、又は市販されている暗号標準を用いるもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が３０メートルを超えない範囲に限定されているもの	〈　〉		数値（　　）
ヨ	第九号ロ又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する機能を有していない装置であって、第九号イ又はハからホまでのいずれかに該当する暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの	〈　〉		
	（一）当該暗号機能を使用することができないもの	〈　〉		
	（二）当該暗号機能が、暗号機能有効化の手段によってのみ使用可能となるもの（既に暗号機能有効化がなされたものを除く。）	〈　〉		
九の二	装置、電子組立品、モジュール又は集積回路であって、これらを用いることによってのみ、ある貨物が第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの	【　】		

判定結果	□該当　　□非該当

該当項番
① 輸出令別表第１の項番［　　］
② 貨物等省令の条項号等の番号等
［　　］
［　　］

作成責任者：（作成年月日：　　年　　月　　日）

会　社　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿

(フリガナ)
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿